

第5 救急救助業務

第5 救急救助業務

1 救急業務

(1) 救急業務の開始

昭和38年、救急体制を全国的に整備するため、消防法が一部改正され、救急業務が消防機関の任務に追加された。また、救急業務に関する市町村の義務、実施に関する基準等の基本的事項が併せて定められた。

(2) 埼玉県の救急業務

ア 実施体制

63市町村を管轄する27消防本部では、救急隊227隊が配置され救急業務を実施している。また、救急隊員の資格を有する職員は6,806人であり、そのうち1,917人（隊員全体の28.2%）が救急救命士の資格を有している。

イ 実施状況

令和元年中の救急出動件数は、364,380件（前年比3,434件増）、救急搬送人員は316,556人（前年比2,540人増）であった。これは、救急自動車が約1.5分に1回の割合で出動し、県民約23人に1人が搬送されたことになる。

（県の人口は、平成27年国勢調査公表値にて算出した。）

2 救助業務

(1) 救助業務の開始

昭和62年、消防法の規定に基づき、市町村が配置する救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令が施行された。その後、平成18年4月に高度救助隊及び特別高度救助隊の創設に伴い、省令の一部改正がなされた。

(2) 埼玉県の救助業務

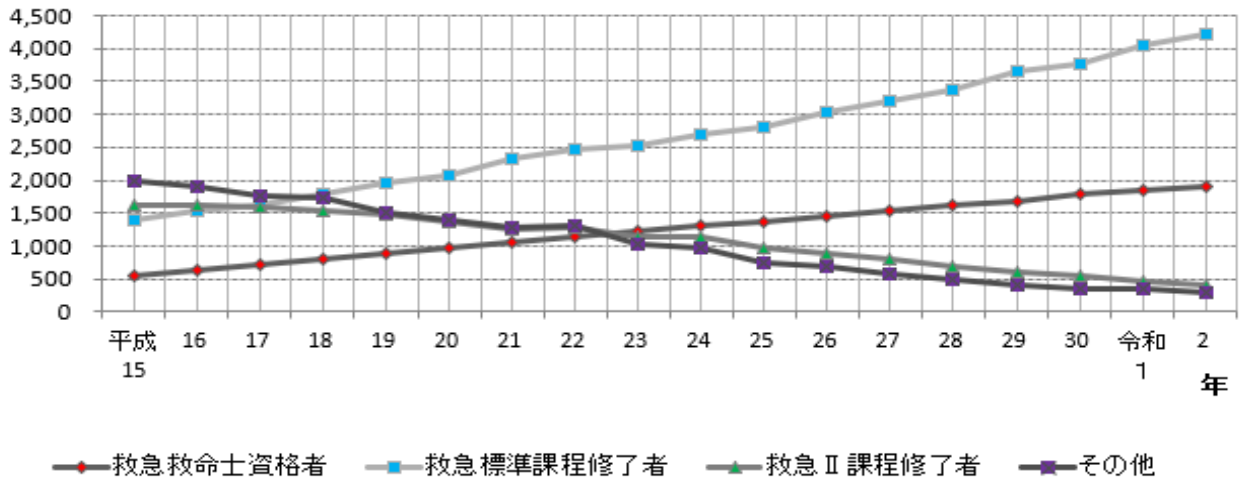
ア 実施体制

63市町村を管轄する27消防本部には、救助隊62隊、水難救助隊10隊及び山岳救助隊2隊が配置されている。また、平成31年4月1日現在、高度救助隊は10消防本部、特別高度救助隊は1消防本部において配置されている。救助業務の実施にあたっては、県防災航空隊との連携活動もなされている。

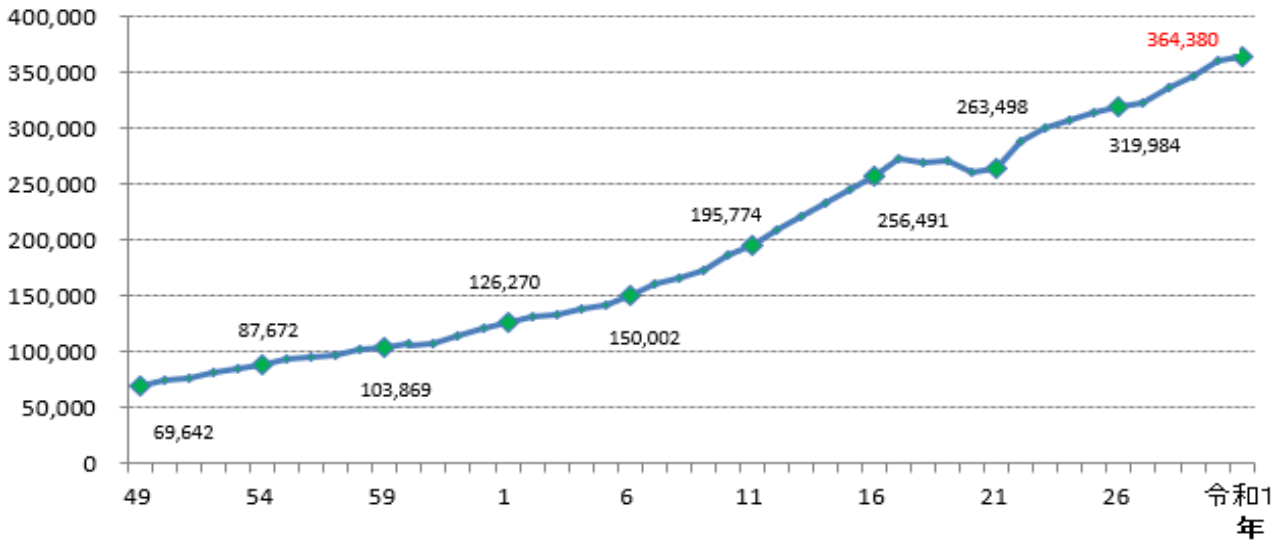
イ 実施状況

令和元年中の救助出動件数は、5,307件（前年比364件増）、救助人員は2,939人（前年比887人減）であった。

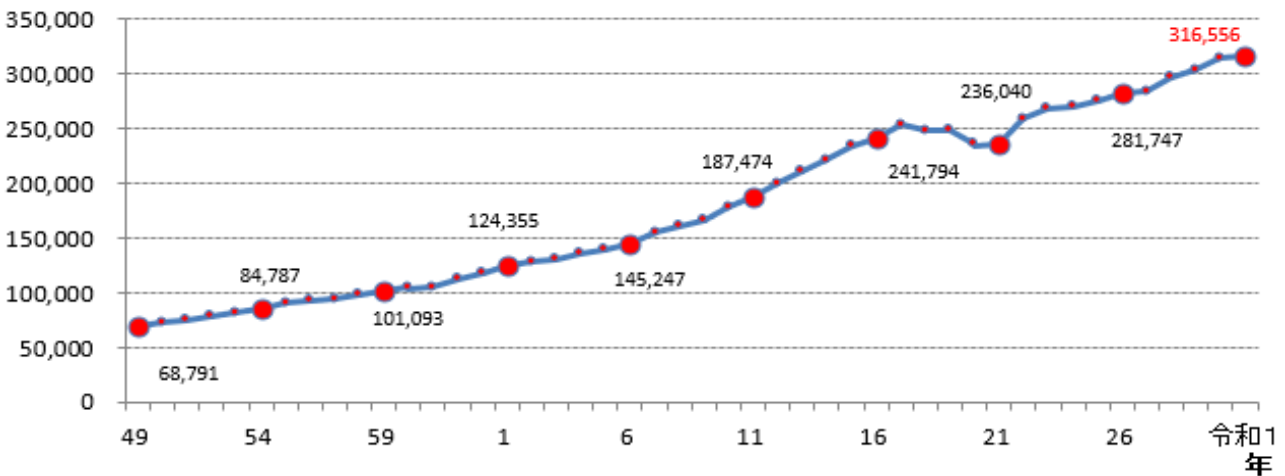
第5-1図 救急隊員有資格者の推移



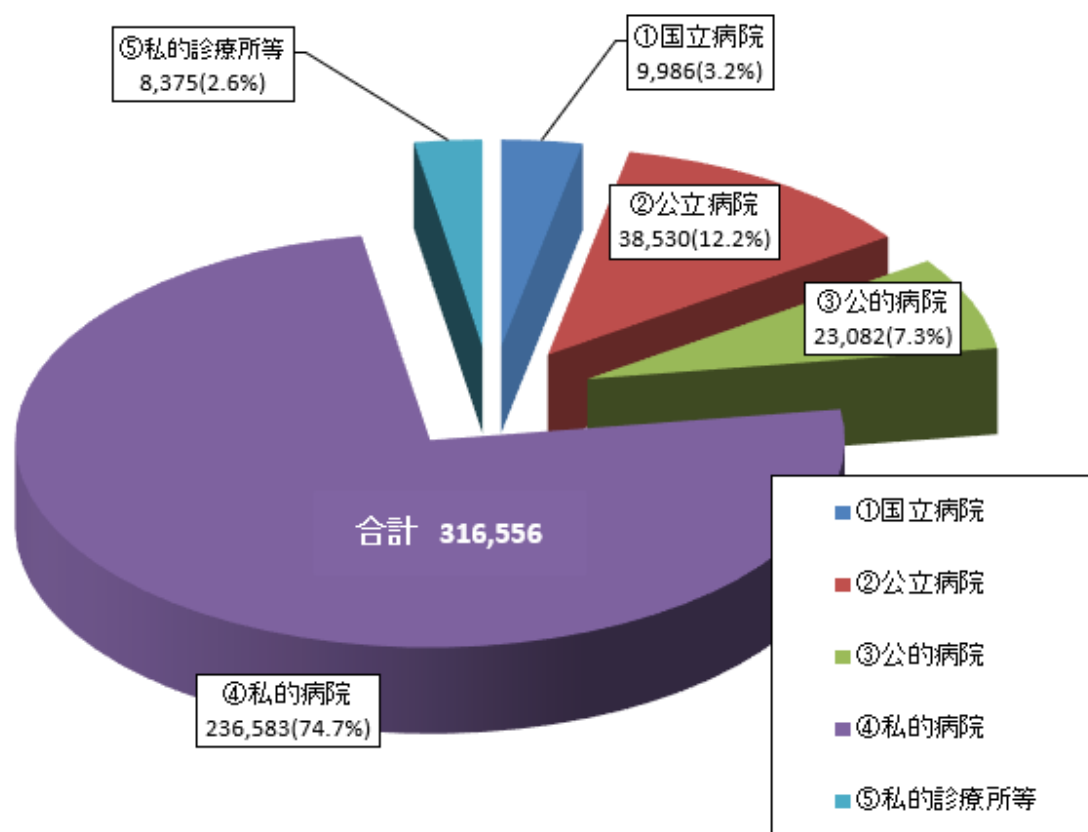
第5-2図 救急出動件数の推移



第5-3図 救急搬送人員の推移



第5-4図 医療機関別搬送人数状況



区 分	国立病院	公立病院	公的病院	私的病院	私的診療所等	合 計
救急医療機関	9,577	35,499	23,024	230,871	3,634	302,605
その他の医療機関	409	3,031	58	5,712	4,741	13,951
合 計	9,986	38,530	23,082	236,583	8,375	316,556

※ 医療機関は次により分類する。

注1 国立：開設者が国（国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療推進機構等を含む）であるもの。

注2 公立：開設者が都道府県、市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方自治体の組合であるもの。

注3 公的：開設者が次によるもの。

(1) 普通国民健康保険組合

(2) 日本赤十字社

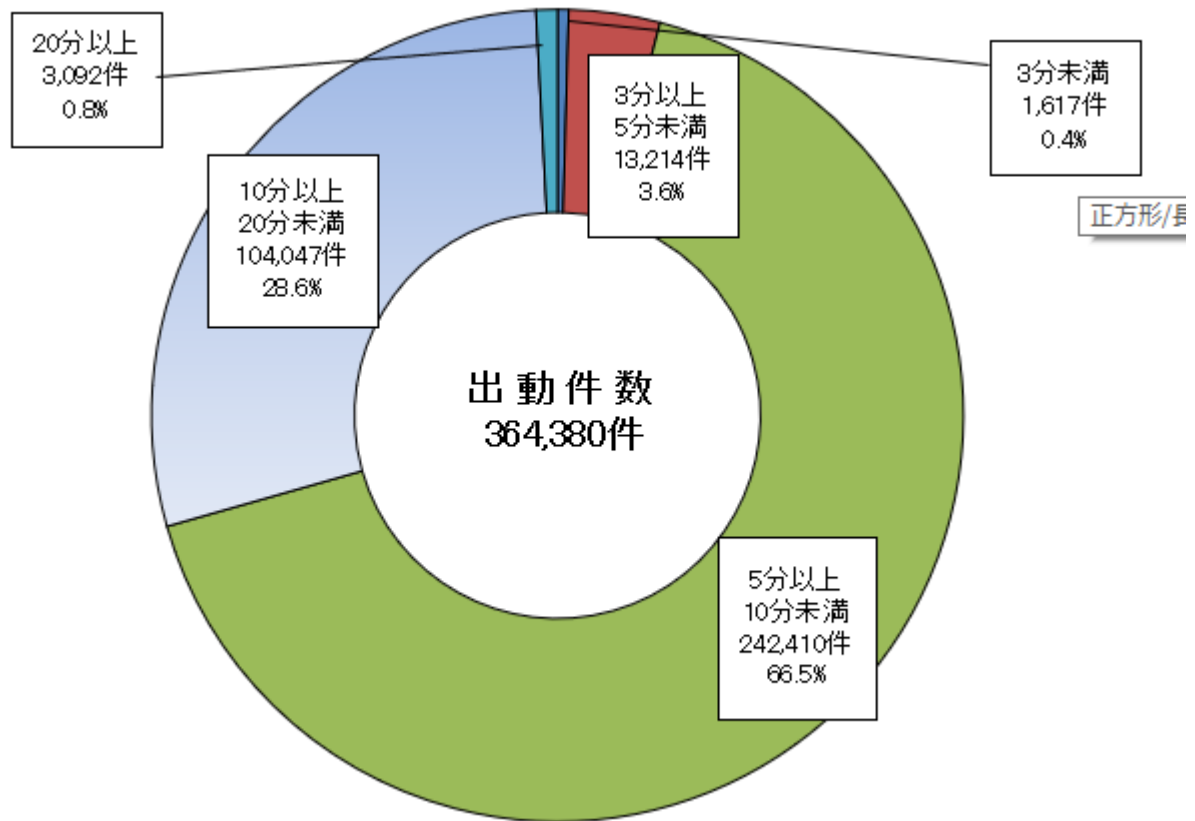
(3) 社会福祉法人恩賜財団済生会

(4) 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会

(5) 社会福祉法人北海道社会事業協会

注4 私的：1から3以外のもの。

第5-5図 救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況
(令和元年)



第5-6図 救急自動車による收容所要時間別搬送人員の状況
(令和元年)

